

Client Alert

30 January 2020

本アラートに関する お問い合わせ先



Rod Hunter
パートナー(Washington, DC)
+1 202 452 7084
rod.hunter@bakermckenzie.com



Sylwia Lis
パートナー(Washington, DC)
+1 202 835 6147
sylwia.lis@bakermckenzie.com

米国財務省、最終 FIRRMA 実施規則公表

2020年1月13日、米国財務省は、対米外国投資委員会（Committee on Foreign Investment in the U.S.、以下「CFIUS」）の運用に適用される既存の規則に代わる2つの最終規則（以下「最終規則」）を発行した。最終規則は、2018年8月に成立した外国投資リスク審査近代化法（Foreign Investment Risk Review Modernization Act、以下「FIRRMA」）の実施規則にあたり、米国外からの米国への投資（以下、「対米投資」）に関する米国政府の審査体制を拡充するものである。FIRRMAは、特定の対米投資について、投資実施前の申告を義務付け、CFIUSの管轄対象となる取引の範囲を拡大した。なお、最終規則は、2019年9月17日に公表された規則案からは大きな変更点はない（規則案に関する当事務所の分析は[こちら](#)）。FIRRMAに関する当事務所の過去の分析は[こちら](#)、及びFIRRMAの条項の一部を暫定的に施行している「重要技術」パイロットプログラムについては[こちら](#)を参照。

最終規則は2020年2月13日に施行予定である。なお、最終規則の全文は[こちら](#)、不動産取引に関する最終規則は[こちら](#)を参照ください。

ハイライト

● 外国政府関連投資家による届出の義務化

最終規則では、重要技術（Technology）、重要インフラストラクチャ（Infrastructure）、または機微性の高い個人データ（Data）を扱う米国事業者（「TID 米国事業者」）に対し、25%以上の直接的または間接的な議決権を外国政府関連投資家が獲得しようとする場合には、取引実行前の申告または届出が要求される。

この場合、単一の外国政府が49%以上の直接的または間接的な議決権を保有する投資家のみが当該規定の対象となる。CFIUSが総議決権の割合を確定するために、当該投資家に議決権を有するすべての当該外国政府の局、部その他の政府機関の議決権の総数が考慮される。当該規定は、外国政府が無限責任組合員、業務執行組合員またこれに類する者の議決権の49%以上を保有している場合に限り、これら無限責任組合員等をも適用対象とする（換言すると、外国政府が有限責任組合員として保有する持分は、上記49%の算定上考慮されない）。

● 重要技術ビジネスに対する投資の届出の義務化

「重要技術」に対する投資の義務的申告（または届出）については、2018年10月10日に公布されたパイロットプログラムの暫定規則から若干の注目すべき修正が加わったものの、同暫定規則に基づいて実施されている内容が最終規則においてもほぼ維持されている。現時点で、投資対象の米国事業者が特定の米国規制上規制対象となる品目を生産、設計、試験、製造、組立て、

日本語版に関する お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
03 6271 9464
kana.tabashi@bakermckenzie.com



末富 純子
カウンセラー
03 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com



長谷川 匠
アソシエイト
+1 415 576 3038
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

又は開発するものであり、当該米国事業者が特定の指定産業のためにこれらの品目を使用又は設計する場合は、CFIUSへの事前申告が必要となる。

財務省は、下記に述べる通り、この申告義務の適用範囲に関し、今後規則を制定するとしている。その一例は、最終規則は、申告義務の対象となる「重要技術」のリストから、特定の暗号化技術使用品目を除外している。つまり、対象となる「重要技術」が米国輸出管理規則（EAR）に基づきライセンス例外 ENC（暗号化機能を有する特定の商品、ソフトウェア、および技術が対象）に該当する品目のみである米国事業者への投資に限り、当該申告義務の対象とされない。この変更により、義務的申告の対象範囲が大幅に制限されることになる。

● TID 米国事業体への投資に対する管轄拡大

最終規則は、外国人が(1)取締役会の議決権またはオブザーバー参加権、(2)非公開技術情報へのアクセス、(3)対象となる重要インフラ、重要技術、または機微性の高い個人データに関する実質的な意思決定に関与する権利を取得する場合には、支配権を取得しない形であっても、TID 米国事業者への当該対米投資（以下、「非支配 TID 米国事業投資」）を審査する権限を CFIUS に与えている。最終規則は、規則案において公表された「重要技術」の定義と、「重要なインフラストラクチャ」リストとこれに関連する規定については実質的に同じ内容を定めている。

最終規則は、「機微性の高い個人データ」については、その定義を修正している。特に、最終規則は、遺伝情報について、「機微性の高い個人データ」に該当するものを、個人を識別可能な形の個人の遺伝子検査結果に限定し、研究目的で一般に使用されている米国政府のデータベースから得られるデータを除外している。


● 豪州、カナダ、英国を「適用除外国」に初指定

最終規則は、豪州、カナダおよび英国を「適用除外国」に指定した。適用除外国に対しては、今回 CFIUS の管轄が拡大した非支配 TID 米国事業投資および不動産のみの取引について、その適用を受けない。この 3 カ国は、2020 年 2 月 13 日から 2 年間適用除外国となる。2022 年 2 月 13 日以降に、各国が適用除外国に留まるためには、CFIUS は、当該国の外国投資審査手続が十分に厳格であり、かつ安全保障の観点からの取引審査について CFIUS と整合していることを確認する必要がある。財務省は今後、「ホワイトリスト」に他の国の追加を検討する可能性があるとし唆している。

● 適用除外投資家

「適用除外国」に関連付けられる投資家は、上記のとおり、拡大した CFIUS の管轄の対象から除外される。これら投資家は、最終規則に定める義務的申告が免除されるという点が、重要である。適用除外を受けるためには、適用除外投資家及びその投資家に対して支配権を有する組織は、以下の全ての要件を充足する必要がある。

- 適用除外国または米国の法令に基づいて組織されること
- 適用除外国または米国に主たる事業所を有すること
- 取締役会構成員または参加資格者の 75%以上が、米国または適用除外国の国籍者（かつ他のいかなる国の国籍者でもない）であること（規則案で示された 100%から低下した）

- 
- 個別に、又はグループの一部として、その議決権の 10%超を保有する外国人が米国または適用除外国の国籍者（かつ他のいかなる国の国籍者でもない）であること（規則案で示された 5%から上昇した）
 - その議決権の 80%以上が、個別に又は合計で、米国または適用除外国の国籍者（かつ他のいかなる国の国籍者でもない）により保有されていること（規則案で示された 90%から低下した）

● 投資ファンドの除外の維持

最終規則は、米国において管理する投資ファンドを通じた TID 米国事業者への受動的な対米投資に関しては、拡大した CFIUS 管轄からの適用除外に関し規則案で定めた基準を維持している。最終規則においては「主たる事業所」の定義も初めて示された。現行の CFIUS 規制では、主たる事業所が定義されておらず、米国外で設立され米国において運用されている投資ファンドの取り扱いについて不明確な点があった。

最終規則は、主たる事業所について「事業体のマネジメントが当該事業体の活動について指示をし、支配もしくは運営をする場所、または投資ファンドの場合、ファンドの活動及び投資につき、無限責任組合員、業務執行組合員またこれに類する者に代わり、指示がなされ、支配され、運営されている主たる場所」との定義が提示されている。ある事業体が、その主たる事業所が米国外にある旨を政府機関に申告している場合、当該所在地は、その後当該所在地が変更されたことを証明できない限り、CFIUS の目的上も、当該事業体の主たる事業所とみなされる。投資ファンドは、過去に行ったあらゆる政府への申請につき、主たる事業所に関する申告の内容を検討する必要が生じる可能性がある。定義案は、30 日間のパブリックコメントの対象となっている。

● 不動産

最終規則は、CFIUS の管轄対象を拡大し、「米国事業者」が関連しない場合であっても、一定の不動産取引を審査する権限を CFIUS に与える。特定の空港や港湾内に所在する不動産、及び特定の軍事施設に近接する不動産を、外国人が購入、賃借又はコンセッションを取得することが、今回初めて CFIUS の管轄対象となった。もっとも、不動産に関しては、義務的申告が求められるようになったものではなく、CFIUS が対象となる取引を審査する権限を有することを意味するにすぎない。不動産取引に関する最終規則は、規則案の内容から大幅な変更はない。

● 「米国事業者」の定義

最終規則は FIRRMA 上の「米国事業者」の定義を、現行規則の定義の後半部分である「ただし、米国における州際取引における活動の範囲に限る」との部分削除し、「米国において州際取引に従事する者」とのみ定めている。この定義の修正により、CFIUS の管轄が米国外で行われる事業活動まで広がる懸念を生じさせた。この点、最終規則の前文において、財務省は、定義の修正は「CFIUS による安全保障リスクの分析において、米国における州際取引のビジネス活動の範囲が無関係であることを示すことを意図するものではない」と述べている。もっとも、財務省のコメントは、世界的に管轄権が広がることへの懸念には必ずしも応えられていないように思われる。



今後の対応

申請手数料: 最終規則には、手数料に関する規定はない。FIRRMAにおいては、CFIUSは、申告にあたり、取引価額の1%または30万米ドル（毎年のインフレ調整あり）のいずれか低い金額を上限として申請手数料として課すことができる。手数料に関する規則案は後日公表予定である。

「重要技術」の義務的申告の変更: 財務省は、上記の通り、特定の指定産業のための「重要技術」の使用または設計が義務的申告の基準とされているものを、特定の輸出規制上のライセンスの対象となる「重要技術」に変更する意向を示している。財務省は、当該改正の実施前に、規則案を公表すると思われる。

免除の可能性: 財務省は、義務的申告の対象から特定の個別の外国投資家を除外するための免除プログラムの可能性を検討していると示唆している。米国内で頻繁に投資を行う外国投資家にとって、（おそらくFIRRMAに定められるであろう）当該個別免除手続き、CFIUSの規制運用実務の負担を減らす観点から、最終的には、適用除外投資家の規定よりもより使い勝手の良いものとなる可能性がある。